



島根県報

平成25年3月29日（金）

号外第62号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【人委規則】

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	2
給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	3
県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	3
職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	4
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	4
職員の任用に関する権限を委任する規則の一部を改正する規則	5

【人委細則】

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則	5
------------------------	---

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月29日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第 4 号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第11条の 2 第 1 項中「前各条」を「この規則」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、給料の支給定日までに扶養手当に係る事実が確認できない場合等で、その日において支給することができないときは、その日後において支給することができる。

第11条の 2 第 2 項中「前項」の次に「本文」を加える。

第18条第 1 項中「水産業改良普及事業推進要綱（平成17年 3 月16日付け16水推第1, 023号）第 3 の 3 の(1)」を「水産関係地方公共団体交付金等実施要領（平成22年 3 月26日付け21水港第2631号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 4 の(1)の ア」に改める。

別表第 1 わかたけ学園の項中「児童支援第 1 グループ及び児童支援第 2 グループ」を「児童支援第一課及び児童支援第二課」に、「自立支援グループ」を「自立支援課」に、「園長」を「園長及び副園長」に改める。

別表第 3 知事の事務部局の部職名の欄中「統括政策企画監」及び「総合調整監」を削り、「産業技術センター浜田技術センター長」を「産業技術センター副所長（技術）」に改め、「高規格道路事務所長」を削り、「政策調整監」を

調整監 「同
調整監」 に、「学芸統括監」を「同 研究統括監」に、「同 研究統括監」を「同

研究統括監 「同
浜田技術センター長」に、「宍道湖流域下水道管理事務所長」を「宍道湖流域下水道管理事務所長」に、「特
浜田港湾振興センター所長」に改め、「特別調査監」を

別調査監を「特別調査監」に改め、「中山間地域研究センター研究企画監」を削り、「島根あさひ社会復帰促進自治研修所副所長」

センター診療所副所長」を「島根あさひ社会復帰促進センター診療所副所長」に改め、「高規格道路事務所部長」を削り、同表警察の部職名の欄中「広報官」、「機動捜査隊長」、「検視官」及び「同 捜査統括官」を削る。

別表第 3 の 2 の 3 の表中

4 級	3 種	71, 700円
-----	-----	----------

を

5 級	2 種	103, 400円
4 級	3 種	71, 700円

に改める。

別表第 3 の 3 の 3 の表中

4級	3種	53,300円
----	----	---------

を

5級	2種	78,700円
4級	3種	53,300円

に改める。

別表第6中「隠岐支庁隠岐保健所総務保健部島前保健環境グループ」を「隠岐支庁隠岐保健所総務保健部島前保健環境課」に、「隠岐支庁農林局農政・普及部島前地域振興グループ」を「隠岐支庁農林局農政・普及部島前地域振興課」に、「隠岐支庁農林局林業部林業振興・普及第二グループ」を「隠岐支庁農林局林業部林業振興・普及第二課」に、「水産技術センター総合調整部栽培漁業グループ」を「水産技術センター総合調整部栽培漁業科」に、「東部県民センター納税部隠岐税務グループ」を「東部県民センター納税部隠岐税務課」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第5号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「総務部原子力安全対策課」を「防災部原子力安全対策課」に改める。

第5条第3号中「保健所」の次に「又は心と体の相談センター」を加える。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第6号

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第35条の3第1項中「前各条」を「この規則」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、給料の支給定日までに扶養手当に係る事実が確認できない場合等で、その日において支給することができないときは、その日後において支給することができる。

第35条の3第2項中「前項」の次に「本文」を加える。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第7号

職員の特種勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特種勤務手当に関する規則（昭和63年島根県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「浜田保健所環境衛生部検査グループ」を「浜田保健所環境衛生部検査課」に改め、同条第2項中「保健環境科学研究所保健科学部細菌グループ」を「保健環境科学研究所保健科学部細菌科」に改める。

第14条第2項中「浜田保健所環境衛生部検査グループ」を「浜田保健所環境衛生部検査課」に改める。

第17条第3項中「総務部原子力安全対策課」を「防災部原子力安全対策課」に改める。

第20条第3項中「水産技術センター総合調整部栽培漁業グループ」を「水産技術センター総合調整部栽培漁業科」に改める。

附 則

この規則は、平成25年 4月 1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第8号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の部本庁の項中「会計管理者 危機管理監 技監」を「会計管理者 技監」に改め、「交通対策課の」を削り、「県立大学の」の次に「総務課長及び」を加え、「及び隠岐広域連合」を「並びに隠岐広域連合及び一般社団法人しまね地域医療支援センター」に改め、同部東京事務所の項中「総務グループ課長」を「総務課長」に改め、同部自治研修所の項中「所長 企画幹」を「所長 副所長 企画幹」に改め、同部隠岐支庁の項中「部長 総務グループ課長 総務医事グループ課長 島前保健環境グループ課長 島前地域振興グループ課長島前出張所長 業務グループ課長」を「部長 統括調整監 総務課長 総務医事課長 島前保健環境課長 島前地域振興課長 島前出張所長 業務課長」に改め、同部県民センターの項中「総務グループ課長 管理グループ課長 経営支援グループ課長」を「総務課長 商工労政課長」に改め、同部中山間地域研究センターの項及び保健所の項中「総務グループ課長」を「総務課長」に改め、同部保健環境科学研究所の項中「総務企画情報グループ課長」を「総務企画情報課長」に改め、同部わかたけ学園の項中「園長 総務グループ課長」を「園長 副園長 総務課長」に改め、同部食肉衛生検査所の項中「検査グループ課長」を「検査課長」に改め、同部農林振興センターの項中「企画幹(庶務担当に限る。) 安来地域振興グループ課長 家畜衛生グループ課長」を「総務課長 安来地域振興課長 家畜衛生課長」に改め、同部農業技術センターの項中「総務管理グループ課長」を「総務管理課長」に改め、同部畜産技術センターの項中「しまね和牛改良グループ科長」を「しまね和牛改良科長」に改め、同部水産事務所の項中「総務グループ課長」を「総務課長」に改め、同部水産技術センターの項中「内水面グループ科長 浅海グループ科長 栽培漁業グループ科長」を「内水面科長 浅海科長 栽培漁業科長」に改め、同部産業技術センターの項中「総務グループ課長」を「総務調整課長」に改め、同部高等技術校の項中「総務グループ課長」を「総務課長」に改め、同部県土整備事務所の項中「部長 事業所長 総務グループ課長 業務グループ課長」を「部長 統括調整監 事業所長 総務課長 業務課長」に改め、同部浜田河川総合開発事務所の項中「業務グループ課長」を「業務課

長」に改め、同部高規格道路事務所の項を次のように改める。

浜田港湾振興センター	所長 港湾振興課長
------------	-----------

別表知事部局の部出雲空港管理事務所の項及び宍道湖流域下水道管理事務所の項中「業務グループ課長」を「業務課長」に改め、同表教育委員会事務局部局等の部本庁の項中「教育次長 課長」を「教育次長 参事 課長」に改め、同部教育事務所の項、埋蔵文化財調査センターの項、教育センターの項、東部社会教育研修センターの項、西部社会教育研修センターの項、図書館の項、青少年の家の項及び少年自然の家の項中「総務グループ課長」を「総務課長」に改める。

附 則

この規則は、平成25年 4月 1日から施行する。

職員の任用に関する権限を委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第9号

職員の任用に関する権限を委任する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する権限を委任する規則（昭和37年島根県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表中「診療情報管理士」を「診療情報管理士 社会福祉士」に、「言語聴覚士」を「言語聴覚士 管理栄養士」に改める。

附 則

この規則は、平成25年 4月 1日から施行する。

人 事 委 員 会 細 則

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則をここに公布する。

平成25年 3月29日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会細則第1号

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則

級別職務分類に関する細則（昭和60年島根県人事委員会細則第2号）の一部を次のように改正する。

別表1の表知事の事務部局の部本庁の項中

次長
統括政策企画監
出納局長
参事

を

次長
出納局長
参事

に改め、

同部東京事務所の項中

課長

を

係長、企画員又 はこれらに相当 する職

に改め、同部

「
自治研修所の項中 | | | 所長 | | を
」

「
副所長 | | | 所長 | | に改め、同部県土整備局の項中
」

「
部長 | | | 部長 | | に改め、同部県民センター項中
技術専門監 | | | 統括調整監 | |
管理所長 | | | 技術専門監 | |
管理所長 | | | 管理所長 | |
」

「
所長（東部） | | | 所長（東部） | | に改め、同部わかたけ学園の項中 | 園長 | | を
総合調整監 | | | | | | | |
」

「
園長 | | | に改め、同部農林大学校の項中
副園長 | | |
」

「
助教授 | | | 助教授 | | | 企画員又はこれに | |
企画員又はこれに | | | 係長、企画員又は | | 相当する職 | | を
相当する職 | | | これらに相当する | |
職 | | | 職 | | | 相当する職 | | | 相当する職 | | を
」

「
係長、企画員又は | | | に改め、同部県土整備事務所の項中
これらに相当する | | |
職 | | |
」

「
事業所長 | | | 事業所長 | | | に改め、同部高規格道路事務所の項を削り、同部下水道管理事務所の
部長 | | | 部長 | | |
技術専門監 | | | 統括調整監 | | |
管理所長（空港） | | | 技術専門監 | | |
管理所長（空港） | | | 管理所長（空港） | | |
」

項の次に

「
| 浜田港湾 | | | | 課長 | 所長 | | | | |
」

振興センター									
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を加え、県議会の事務部局の部県議会事務局の項中

「

グループリーダー

を

企画員又はこれに 相当する職	グループリーダー
-------------------	----------

に改め、教育委員会の部教育事

務所の項中

課長

を

係長、企画員又は これらに相当する 職	課長
---------------------------	----

に改め、人事委員

の事務部局の部人事委員会事務局の項中

グループリーダー

を

「

企画員又はこれに 相当する職	グループリーダー
-------------------	----------

に改め、別表4の表知事の事務部局の部中山間地域研究センターの項中

「

科長 専門研究員	部長 研究企画監
-------------	-------------

を

科長 主席研究員 専門研究員	部長 研究統括監
----------------------	-------------

に改め、同部美術館の項中

「

学芸統括監

を

副館長

に改め、同部産業技術センター

の項中

部長 研究統括監 研究企画監 研究調整監 センター長	を	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>副所長 部長 研究統括監 研究企画監 研究調整監 センター長</td> </tr> </table>	副所長 部長 研究統括監 研究企画監 研究調整監 センター長
副所長 部長 研究統括監 研究企画監 研究調整監 センター長			

に改め、別表6の表知事の事務部局の部わかたけ学園の項の次

に

心と体の相談 センター	作業療法士	作業療法士	※主任	※主任				
----------------	-------	-------	-----	-----	--	--	--	--

を加え、共通の部中	「 企画幹 企画員 」	を	「 企画幹 係長 企画員 」	に改め、別表7の表知事の事務部局の部隠岐支庁
(隠岐保健所)の項中	「 企画員 主任保健師 」	を	「 係長 企画員 主任保健師 」	に改め、同部保健所の項中
	「 企画員 主任保健師 」	を	「 係長 企画員 主任保健師 」	に改め、同部保健環境科学研究所の項中
	「 企画員 」	を	「 係長 企画員 」	に改め、同部児童相談所の項中
	「 企画員 主任保健師 」	を	「 係長 企画員 主任保健師 」	に改め、同部心と体の相談センターの項中
	「 企画員 主任保健師 主任看護師 」	を	「 係長 企画員 主任保健師 主任看護師 」	に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この細則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則（平成18年島根県人事委員会細則第1号）附則第2項又は第3項の規定の適用を受けている職員については、施行日以後に係長の職に任用しようとする場合には、当分の間、この細則による改正後の級別職務分類に関する細則の定めにかかわらず、施行日の前日にあった級のままでその職を取り扱うことができるものとする。